

みんなでささえる 国保会計



●保険証が届いていますか？

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。

また、保険証は宛先が記入されている23cm×10cmの長方形の台紙から切り離して使用する形になっているので、保険証と思わず処分したという事例もあります。

※以下の理由で保険証が届かない場合もありますので、ご確認ください。

- 役場の住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っていませんか。
- 今住んでいる所は、住民票の住所ですか。
- 後期高齢者医療の被保険者ではありませんか。

(後期高齢者医療の保険証の切り替え時期は8月1日で毎年7月下旬に発送)

◆◆後期高齢者健康診査の対象者が4月から変わります◆◆

平成27年4月から平成28年3月の期間中に75歳に到達した方(生年月日が昭和15年4月1日から昭和16年3月31日)と、平成28年3月31日時点で後期高齢者医療保険の被保険者の方で、後期高齢者健診の対象者には、申し込みがなくても、4月以降準備ができ次第、受診券を送付します。

(医師から生活習慣病などの診断を受けている方は受診券の送付対象外です)

これまでは、医師から生活習慣病などの診断を受けている方は後期高齢者健診の対象外でしたが、平成28年4月からは、希望をすれば受診が可能となりました。国保係で随時申し込みを受付けし、受診券を発行しますので、下記までご連絡ください。

また、申し込みにより受診した場合は、平成29年度以降は継続して受診できるよう再度の申し込みをしなくても、4月以降準備ができ次第、受診券を送付します。

健康診査の対象にならない方は次のとおりです。

- ①6カ月以上、継続して入院している方
- ②介護施設や障害者施設に入所している方
- ③事業主健診を受診している方 など



※平成28年4月1日以降に、新たに後期高齢者医療保険の被保険者となった方は、受診券が送付されませんので、国保係への申し込みが必要となります。

集落ごとの集団健診が受診できるほか、個別で医療機関などでも受診できます。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)